

令和2年度第1回総合企画専門分科会概要

- 1 開催日時 令和2年8月19日（水）午前10時00分～12時00分
- 2 開催場所 滋賀県北新館 5階 5-B会議室
- 3 出席委員（五十音順、敬称略）12名
上野谷加代子 金子秀明 岸本正俊 阪本重光 崎山美智子 谷仙一郎
谷口郁美 津田洋子 森恵生 森ちあき 山口浩次 幸重忠孝
- 4 欠席委員（五十音順、敬称略）1名
山田容
- 5 事務局
健康福祉政策課：奥田課長、浅岡課長補佐、冨田副主幹、安達主査、畑主任主事、
西村主事
- 6 進行
 - （1）健康福祉政策課課長あいさつ
 - （2）専門分科会長の選出について
 - （3）次期滋賀県地域福祉支援計画で検討すべきと考えられる事項について

7 概要

〔司会〕

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
少し定刻を過ぎましたが、ただいまから滋賀県社会福祉審議会を開催いたします。
本日、司会進行を務めさせていただきます健康福祉政策課の浅岡と申します。どうぞ
よろしくお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、健康福祉政策課長の奥田康
博から御挨拶申し上げます。

〔健康福祉政策課長〕

健康福祉政策課長の奥田でございます。

本日は、滋賀県社会福祉審議会総合企画専門分科会を開催いたしましたところ、委員
の皆様方には、何かとご多用のところ出席いただき誠にありがとうございます。

平素は、県福祉施策の推進にあたりまして格別のご理解、ご協力を賜り、また地域福
祉の向上のため、種々ご尽力をいただいておりますことに対しまして、厚くお礼申し上

げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大の中で、それぞれのお立場で御尽力いただいていることに、改めて敬意を表します。県内で 354 名の感染者が確認されております。6 月 1 名 7 月 70 名 8 月に 183 名が感染されています。引き続き感染防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、本県では、平成 28 年 3 月に「滋賀県地域福祉支援計画」を策定し、市町の地域福祉推進の支援に取り組んできました。しかし、この間、少子高齢化や人口減少のさらなる進行、単身世帯の増加、地域における人々のつながりの希薄化など、私達を取り巻く環境が大きく変化していることで地域における福祉課題、生活課題が山積しており、ますます地域共生社会の実現を目指した取組の推進が重要となっています。本日の会議では次期「滋賀県地域福祉支援計画」改定に向け、地域福祉における現状や課題を踏まえ、次期「滋賀県地域福祉支援計画」で検討すべきと考えられる事項について、委員の皆様にご発言いただきたいと考えております。限られた時間ではございます。地域共生社会の実現に向け、次期計画が効果的なものとなるよう、委員の皆様には、ご経験と深いご見識を基にした忌憚のないご意見をいただけますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔司会〕

はじめに、本日は、委員改選が行われてからはじめての審議会でございますので、僭越ではございますが、事務局から委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元に配布させていただいております「座席表」と「委員名簿」をご覧ください。

(座席表と委員名簿により出席委員の紹介)

(委員一言ずつあいさつ)

ありがとうございました。龍谷大学社会学部教授山田委員につきましては、ご都合により本日欠席されています。

次に本日の審議会には、委員13名中12の御出席をいただいております、委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定に基づき会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

次に、本日配布している資料の確認をお願いします。

(資料確認)

揃っておりますでしょうか。不足がございましたら事務局までお伝え願います。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

先ほども申し上げました通り、本日は委員改選後、初めての会議でございます。このため、専門分科会長が選出されるまでの間、大変恐縮ですが事務局において、しばらく議事を進行させていただきますのでよろしくをお願いします。

最初に、次第の2(1)にありますように、専門分科会長を選出する必要がございます。滋賀県社会福祉審議会条例第7条第2項によりまして、専門分科会長は委員の互選によるということとなっております。専門分科会長の選任につきまして、皆様方のご意見を賜りたいと存じますが、いかがでしょうか。

[委員]

上野谷先生にお願いしたいと思います。

ご経験とご見識からみて、この中では上野谷先生にお願いしたいと思います。皆さまいかがでしょうか。

(委員一同 異議なし)

[司会]

「異議無し」とのお声をいただきましたので、上野谷委員に本分科会の分科会長をお願いしたいと存じます。

それでは、上野谷委員におかれましては、分科会長席にお移りいただきますようお願いいたします。

(分科会長移動)

[司会]

進行につきましては、社会福祉審議会規程により分科会長が分科会の事務を処理する
とありますので、上野谷分科会長にお願いしたいと思います。分科会長どうぞよろしく
お願いします。

[分科会長]

皆さま、改めましておはようございます。貴重な時間ですので、進めさせていただきます。

次期地域福祉支援計画を策定するにあたりまして、新しくと言いますか、コロナ禍で
の子どもの教育環境、命の終末ということを含めて、非常に広い範囲で生活をどう考え
るのかについても一度立ち返らないといけません。そのような状況にあると思ってお
ります。

今回、少し急いで策定を進めていかなければいけません、事務局と相談しながら良
い計画を策定したいと思いますので、どうぞご協力いただきますようお願いいたします。

地域福祉支援計画は、県民のために策定するものですが、滋賀から全国への発信で
もあります。しっかりと取り組みたいと思っていますので、意見があればどんどん出
してください。

また、各委員の皆さまは各分野において、非常に熱心でおられて、時間があまりな
い中で、事前に検討事項についてご意見をいただきました。本日、欠席されている委
員の方からも丁寧にまとめた回答をいただきました。今後もこのような形でできるだ
けどんどんご意見を出していただきたいと思います。本当にどうぞよろしくお
願いいたします。

それでは、議事に入ります。議題2「社会福祉審議会総合企画専門分科会の進め方
について」事務局説明をお願いします。

[事務局] 資料2・3 説明

〔分科会長〕

ありがとうございます。まず、事務局から分科会の進め方について説明がありましたが、毎月分科会を開催することとなります。通常でしたら、2年で6回程度開催をしますが、皆さん、大丈夫でしょうか。頑張ってください。

また、地域福祉支援計画の改定の背景でもっと入れておいた方がいいことがございましたら、ご意見をください。

参考資料1は、厚生労働省社会福祉法改正通知、平成29年12月から令和2年6月に改正までの資料ですのでご確認をお願いします。こちらの記載事項を計画に盛り込んでいかなければいけません。

滋賀県の場合は、前回の計画策定時、厚生労働省の出向者がおられ、早め早めに取り組んでおりますので、大きな路線変更は必要ございません。しかし、これだけ大きく社会福祉法が改正されておりますので、改正事項を踏まえていただき、その点を追記していく必要があります。令和3年2月、社会福祉審議会へ答申をしますが、審議会において多くのご意見が出ます。その意見等を踏まえ、最終的には10月に改定をすることとなります。分科会の進め方に異議はございませんか。

(一同 異議なし)

〔分科会長〕

それでは、計画の内容について進めていきます。改定に向けて検討すべきと考えられる事項について事務局、説明をお願いします。

〔事務局〕 資料4・5・6 説明

〔分科会長〕事務局の説明に対して、ご質問ございますでしょうか。

〔委員〕

資料4の次期計画の骨子項目立ては、現計画をもとに記載されているものと思いますが、福祉学習の推進やボランティアの育成は、「社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項」の中に地域づくりの担い手の位置づけされています。しかし、私の印象としては、「市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項」にとするのが妥当だと思います。

〔事務局〕

現行計画を参考に次期計画の骨子項目立てを作成しました。考え方としては、人材確保という観点で、「社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項」に記載していますが、より専門的な人材確保の視点で考えるのであれば、「市町の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項」や「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」に含めることが望ましいのかもしれない。

〔委員〕

資料3に記載されている現計画の基本理念が「すべての地域住民のためにすべての地域住民で支える」と住民の視点がここに入っています。しかし、次期計画の骨子項目立てには、住民の視点があまり見えてこないように感じます。谷口委員がおっしゃったように、住民が参加していく、人材確保を別の項目立てとしていけるのではないかと思います。全ての住民が参加できるわけではありませんが、できるだけ多くの住民が参加する視点を次期計画には入れられたらどうかなと思います。

〔分会長〕

この骨子項目立ては、法律に基づいて盛り込んでいけないことが記載されていますよね。

〔事務局〕

はい、そうです。

〔分科会長〕

今、おっしゃったように福祉学習の推進、ボランティアの育成を「社会福祉を目的

とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項」に記載することはどうでしょうか。

〔委員〕

県内公立小中学校・義務教育学校の福祉学習率が、資料3「社会を取り巻く現状について」に記載がありますが、学校の福祉教育は内容が偏っていると思います。学校の福祉教育では、障害者、高齢者福祉が多く、「弱い人を守りましょう」という道徳論が同時に語られます。その話を聞いて、スッと入ってくる子どもと福祉に対してアレルギー反応を示す子どもがいます。結果、福祉は、格好悪いと考える子ども達がいる。そのため、現在の福祉教育によって、福祉職に就きたくないと思わせているきっかけになっていると感じます。

福祉学習の推進を「市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項」に挙げることにについてですが、福祉職の担い手は減っています。養成校といわれる大学や専門学校と言われる福祉関係の学校へ学生が集まらないのが事実です。

私は、そのような学校でゲストとして話をすることがあります。私は、児童福祉の専門なので子どもの話をする人が多いです。感想などを見ると初めて児童福祉を知る学生が多いなと思います。もちろん、ボランティア、住民として子ども達が福祉を学ぶのは非常に大事だと思う反面、福祉の担い手を増やす戦略を考えて子どもや学生にもっと話をしていけないといけないかなと思います。

また、生活困窮についても抜けていると思います。福祉教育において絶対に必要な分野ですが、生活困窮について子ども達が福祉教育で学ぶことはありません。そのことを抜きにして、障害者、高齢者を守るのが福祉というイメージを持たせる福祉学習をこのまま進めるのであれば、担い手は育たないと思います。ただ、意識を持つ子ども達が増えていこうと思います。そのあたりのビジョンを県として議論して「社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項」とするののか、「市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項」にするののかを決めていただければと思います。

福祉マインドだけのことにするのであれば、「市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項」とすればよいと思います。このままの福祉学習を進めると子ども達の福祉に対するイメージが変わってしまう。これを機会に福祉学習を見直すのであれば、「社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項」とし、福祉学習を変えていくのがよいと思います。

また、学校の授業で取り組むのは、限界があるのかと思います。部活動をこれから外部にどんどん委託する形になり、スポーツや文化活動が外部講師・団体に依頼しています。そこに福祉が入るチャンスがあるのではないかと思います。既にそのようなことに取り組んでいる高校、中学校がありますので、今回の計画において、福祉系の部活を増やすのもいいと思います。または、新たに部活を作ってもいいと思います。そういった形の新たな福祉教育の必要性を感じています。

〔分科会長〕

骨子項目立ては、法改正がされて強調されているところ、抜かしてはいけない事項を記載してあり、これが全面に出るという訳ではありません。担い手づくりに福祉学習やボランティアを入れるというのは、安上がりの人材みたいに感じてしまっていますが、次元の違う人が入って、結果的には担い手を理解したり、応援することにつながります。

コロナ禍で看護師さん、お医者さん、ケアワーカー達を蔑んだりすることがありますが、そのようなことがないような福祉学習をどのように進めるのかを考え直さないといけません。そのことを委員がおっしゃったとおり、そのあたりを開拓、新たな福祉教育をやってみてはどうかということです。福祉教育の外部化です。NPO法人や地域に出す。学校で行うことを地域で分散化、引き受けるというようなことをプログラム化、モデル事業として出せばどうかということです。

次に、事前に次期計画で検討すべきと考えられる事項についてお答えいただいておりますので、そのことについて各委員、ご説明をお願いします。ご回答いただいていることの他にプラスアルファでお話いただいても結構です。各委員、順番をお願いします。

〔委員〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、相対的貧困率が確実に悪化することは分かっています。この計画は来年にスタートしますので、今の表現では、相対貧困率が改善している印象を与えますので、そのことを切実に記載した方がよいと思います。

また、母子家庭貧困率が48.1%と大きいので、このことについても記載すべきだと思います。この点については、計画では置き去りにされているような感じがします。

これから議論されると思いますが、子ども分野の取組が分断されていると思います。社会的養護と呼ばれる従来の児童相談所、施設でやっていることと、地域の中で要支援家庭を支援する要保護児童対策協議会がネットワークでやっていることが分断されています。また、新たな地域福祉の取組も非常に分断されていると感じています。例えば、「社会の架け橋づくり」は、職場体験の機会を地域の中小企業の協力で行っている取組で、社会的養護、施設の子ども達を対象に実施しています。これは素晴らしい取組だと思っています。しかし、生活保護世帯、生活困窮世帯の子ども達もまた職業に対するイメージが付けられていません。学校の職場体験では、イメージをつけることが難しいです。そのため、次にこの取組を社会的養護に関わる子どもだけでなく拡大していくべきだと思います。しかし、既に施設の子ども達対象に「社会の架け橋づくり」を実施しているため、ここで完結し、取組の拡大検討がされていません。逆に子ども食堂や学習支援は、施設に入所している子ども達はあまり対象にされていません。その辺の壁を取り除いていくことが必要だと思います。また、同和対策における、子どもの居場所づくり、学習支援は、同じ目的で取り組んでいますので、ここにもつながりながらやっていくべきだと思います。そのような分野の壁を取り除くような計画になったらいいなと思います。

〔委員〕

大津市地域福祉計画は大津市社会福祉協議会活動計画と一緒に策定をしています。現在、第4次大津市地域福祉計画策定に向けて進めているところです。

大津市には、36学区社協が基盤になり、36民児協と共に福祉のまちづくりを進めて

います。しかし、自治体加入率の低下がかなり進んでいるところがあります。令和2年度の自治体加入率は57～58%です。学区によっては、50%未満のところもあります。まちづくり協議会を設置することで、自治体加入率の低下の解消に努めています。自治体の加入率が低下することで、地域の人達が地域のことを考えることが少なくなっており、そのことが課題となっています。

子育てが終わった多くの60代の人々が自治会を辞めていきます。しかし、その人達を自治体におしとどめる力が自治会にはありません。地域福祉の基盤である自治会の加入率低下に向けてどうすればよいのかということです。

もう一つは、コロナ禍において、生活困窮者数が増加しています。特に、社会福祉協議会では、特例貸付の窓口となっています。貸付を受ける人から暮らしの叫びを日々見えています。コロナ禍において、収入が減り続けることが、健康被害にも出ています。身体が震えて止まりません、鬱になってきたとの声を聞きます。貸付延長の申請があと1回となった時、貸付を受けている3か月間に経済が上向きになるのかを心配されています。特に、子育て世帯、母子家庭や低所得層へ与える影響はかなり大きいと感じています。

最後に、大津市は、施設連絡会をつくり、福祉施設で新型コロナウイルス感染者が発生した時、地域の施設間で助け合える関係づくりに努めています。新型コロナウイルス感染者が出た時に施設への風評被害にいかに関止めをかけるか。とにかくつながりの中で新型コロナウイルスと対峙していくことだと思います。滋賀県各圏域ごとで新型コロナウイルス感染症に対して助け合いの経験が、今後この計画の中で活かされたらと思います。

〔委員〕

新型コロナウイルス感染症の影響によりいろいろな事業ができず、民生委員の見守り活動の実施も厳しい状況にあります。今年度に入り、民生委員が5年以内に地域の中で把握できていない方、40代、50代の方でどこにも支援につながっていない方、ひきこもり、病気等だが支援につなげられていない方、どのように生活されているのか把握できていない方で、近所の方が支援につなげた方がいいのではないかと気づかれた方が、

今年に入って2件あります。これも新型コロナウイルス感染症の影響かなと思います。支援が必要でもSOSを出せない人への支援をどうしたらよいか、今年度特に考えています。また、この計画で併用していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

〔委員〕

コロナ禍における状況としましては、大津市社協についてお話いただいたことと全く同じですので、コロナ禍とは違うところで、中長期に見たときにこういうことが必要ではないかと思うことをお話させていただきます。

まず、今の福祉は、どうしようもなくなって初めて相談に来ます。もっと早く相談に来てくれたらよかったのにはと思いますが、SOSの発信力が弱ってきている中で、どうしても事後対応に追われてしまいます。相談における連携の重要性が言われますが、困難化したケースに対応することは負担が大きいのでは連携したくないという誤った考え方になってしまっている場合もあり、不安を感じています。そうならないためには、もっと早い段階で取り組むべきだと思います。地域福祉がもっている強みのひとつは、地域の見守り力や助け合いだと思うので、早期にそういった力が発揮される体制や仕組みづくりを進めていくべきです。自治会への加入率が低下しており、逆行している状況と思いますが、逆行していても進めていく必要があるのではないかと思います。

また、さまざまな課題を抱えている人の居場所が言われて久しいです。誰もが安心して過ごせる居場所と言われますが、そういう場所にこそ行きづらさを感じる人がいます。誰もが行きやすい場所があればいいということではなく、あなただけの居場所というのがあってもいいと思います。その人のニーズやその人が置かれている環境に応じて居場所が選べるといいと思います。しかし、多様な居場所をつくろうと思うと、行政の公的な仕組みや制度だけでは限界があります。だからこそ、地域が持っている人や場所の力をしっかりと活かしながら取り組んでいくことが必要なのではないかと思います。

最後に、これは難しいことだと思いますが、色々な福祉施策がどうしても縦割りになっています。市町、県、国が縦の施策に基づいて事業をしないとイケませんが、地域福祉はそこに横ぐしをさすものと言われていています。その視点を県の地域福祉支援計画の中で反映していただくといいという思いがあります。

〔委員〕

全ての地域住民で支える共生社会の構築ということで、互いに支える、支えられる関係にある地域共生社会を実現するためには支援を必要とする独居高齢者、要介護者、障がい者、ひとり親家庭の情報を民生委員児童委員にいただく事によって、問題が深刻化する前に支援につなげることが出来ると思います。

コロナ禍において、実際に地震や大雨の災害が起きました。今後も複合災害に向けて、災害時要支援者への支援対策が必要だと思います。緊急事態宣言の発出で他人とのつながり、集会や外出の制約によって特に独居高齢者の健康面、精神面への影響が大きいと感じています。実例として救急隊の出動となるケースが増えています。コロナ禍での見守りの重要性を感じています。

そのような観点から、自治会内で小規模見守りチームを編成し、それを組織化することで見守り活動の共有化を具体化することができると考えています。

次に民生委員児童委員の改選については委員のなり手不足が課題となっていますが、地区民児協、学区社協、自治会、行政の協力体制が次期候補委員の選出に大きく影響すると考えられます。

最後に、若い世帯に民生委員児童委員の認知度が低いと感じています。若い世帯、特にひとり親家庭（母子家庭）からSOSが出た場合、お母さんの精神的、身体的、経済的が限界の状態になっており、子どもへの影響が大きく深刻な状況になっている場合が少なくありません。行政から母子家庭の情報が民生委員児童委員に届いていれば、極限となる前に支援の手を差し伸べることにつながると思います。そして小学生、中学生に対して民生委員児童委員の存在と活動の周知が必要であり、親や友人、先生に相談できないことがあっても、守秘義務を守り相談できる民生委員児童委員が地域にいることを知っていただきたいと思っています。

〔委員〕

次期計画の策定に向けて、自身が感じている課題5点をお話したいと思います。一つは、特例貸付の申請事務を通じて感じますことは、滋賀県は、第1次産業、第2次産業、サービス業いずれの分野もたくさんの方が働いておられますが、どの分野の労働者においてもコロナ禍において収入が減少していると感じています。令和2年3月から現在もその状況は続いています。特に製造業についてそのように感じています。

二つ目は、その中で外国籍の人の暮らしの厳しさを実感します。ある通訳の人が、外国人の申請に同行すると、必ず窓口で外国籍の人か問われるそうです。多文化共生と言われ、色々な方が滋賀県で暮らしている中で、毎回そのことを聞かれるそうです。そのような質問をするおかしさに気付かないといけないとお話をされていたので、多文化共生についても意識していかないといけないと思います。

三つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響で、子ども食堂等子どもの居場所がづくりにくくなっています。また、大学生等若い世代の人が、自分の人生の大切な時期をどこにも所属せずに過ごしてしまっています。居場所のなさが所属間の無縁につながるということを特に若い人たちのところで心配しています。

四つ目は、新たな滋賀の福祉人セミナーにおいて、福祉職で働いている人たちがコロナ禍でどのようにしたら分かりあえるか、つながっていけるかということを悩んでおられます。肌と肌で触れ合うつながりがつけれない、福祉の仕事は何なのかとモヤモヤしながら仕事をしていますという声を聞いて衝撃を受けています。

最後ですが、子ども食堂に表れていますが、滋賀県は地域に根差したボランタリーな活動をしている人が共生社会の基盤をつくってくださっていると思います。ボランティアグループ、NPO法人等がそうだと思います。その方達が、コロナ禍で私はどうやったらいいのかと難しさを感じています。地域福祉支援計画で全体の道筋を示していく機会だと思いました。

〔委員〕

2年間、さまざまなひとが支え合うお互いさまの地域づくりの事業を取り組ませていただきました。本日お配りした事例集もその一つです。いろいろな住民さんが参加でき、担い手になっていける取組をたくさん集めようということで、福祉的な視点だけでなく、商業、農業も広げまして事例を収集しました。その思いとしましては、世の中で高齢者の数がどんどん増加する中で、行政だけでいろいろな課題を解決することはできません。制度の隙間は、制度が細かくなってくればなるほど隙間が広がっていくのかと思います。

一昨年、40代の方が生活に困っているケースがあった時、障害福祉課ではない、高齢者でない、子どもでもないということでもどこにも当てはまらず支援につながるのに時間を要しました。その時、地域の住民が、周りの人のことを考えられるようになればと思います。少しでも滋賀県は、そのような人が増える地域になればいいなと思い取り組みました。他の地域での取り組みを参考にさせていただき、他のところとつながっていくきっかけになればと思い事例集を作成させていただきました。実際これから活動しようと考えられている方、活動を広めようとしてされている方へ適切な助言ということでアドバイザーを派遣しました。また、活動されている方、活動しようと考えられている方、活動を広めようとしてされている方あるいは行政の方と一緒に連絡会を年2回開催しました。それから、実際取組をされている方とフォーラムを開催しています。少しでも興味を持った住民さんが増えればという思いで取り組んでいます。今後、行政もお金がどんどんあるわけではありませので、何もかもを行政が行うという世の中ではないと思います。そのような時に、住民の立場として行政がしてくれると言うのではなく、自分達でもできることを楽しく進められることが広がっていければなと考えています。そのような人が少しでも増えたらいいなと思います。

現計画の基本理念「すべての住民で すべての人をささえる」は、理念としましてはとてもいい理念だと思います。それで見えてくることがあると思います。

住民は計画があることは知らないと思います。もう少し住民の役目的なこと、住民に関わることだと分かるような内容を盛り込めるといいのではないかと思います。

〔委員〕

私がコロナ禍で一番気になっていることは、高齢者や障害者の命が選択されていることです。海外の状況ではありますが、もう既に東京、大阪、沖縄で医療崩壊の危機にあります。高齢だから後に回そうとか、障害があるから後でいいと、優生思想を許す地域社会であってはならないと思います。知的障害者の面で言えば、障害のある方の施設自体での虐待も出ています。新型コロナウイルス感染症で一番弱い高齢者、障害者が何も言えずに適切な治療を受けられない地域社会とならないように制度、次期計画をコロナ禍という訳ではありませんが命をもう一度みていただきたいです。

〔委員〕

「同和対策事業特別措置法」がある時は、色々な啓発等されて差別がなくなってきたというのが事実です。ところが、根拠ある法律がなくなった後、やはり差別が増えてきましたのが実態です。そのような中で、部落の人が二重三重の差別を受けています。女性、障害者も含めてです。そのような実態の中で、2016年に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の差別解消3法が施行されました。

悪意をもって差別をする人の他に、30代くらいの人で差別を差別と分らずに差別をしている人が増えてきています。今後はそのことについて対応していく必要があると思います。

〔委員〕

皆さんがおっしゃっていただいているとおり担い手のこと、地域共生のことが重要となってくるかと思います。公助、共助もありますが、自助を促進していける人づくり、機会づくり、場づくりが必要なのではないかと思います。

二つ目は、共生社会実現に向けて包括的な支援体制づくりです。包括的な支援体制づくりというきれいな言葉でよく言われますが、どういう形で、どこで連携してできるのか、現体制がそれに向けて整っているのかももう一度チェックをしなければいけないと感じています。

三つ目は、新型コロナウイルス感染症を含めた災害時の支援体制です。今、コロナ禍の中で色々と進め方を検討することが出てくるかと思いますが、この計画は5年計画です。今後、しばらくこの状況が続くかと思いますが、コロナということで特化すると、計画期間の後半4年の時、コロナが落ち着いていたら古く感じる場所が出るのではないかと思います。コロナだけではなく、他のことを含めた災害という書きぶりを考えた方がいいのではないかと思います。

市町の立場からお話をさせていただきますと、県の計画ということで単独の市町ではなかなか対応が難しい地域課題に対する支援体制の構築をして欲しいです。人材育成というところも市町が単独でどのようなことをしているか考えていますが、市町間で各市

町の情報を共有できるような機会づくりの視点があればなと感じているところです。

あと1点ですが、資料6 社会福祉審議会において委員から出された主な意見で、計画の実践に向けた、人材、財政課題があります。市町や団体等で取組を進めるにあたりまして、地域福祉を推進するためにどのような支援があるかということ厚生労働省からの資料等を参考にしています。市町の方でこのような情報を入手することが難しいです。このような情報、財政的な支援も含めて、どのような視点があるのかを示していただき、市町の地域福祉計画に反映していけるようなものになればいいなと感じております。

〔委員〕

地域福祉計画を考えた時、私が三十数年福祉分野で働いてきて、随分変わってきています。以前は、精神障害の方が地域で暮らすことに非常に厳しいバッシングがありました。根拠法ができて、そこに対する事業ができてきた。だから、今の福祉は契約を結んで「あなたのできないところを支援します」という福祉が随分増えてきました。ところが、制度が充実してきましたが、そこでは届かないところであったり、それでも満たされないものも福祉であるという考え方が出てきました。

しんどい人が受けるような福祉ではないと思います。障害者計画、地域福祉計画はみんなのものでないといけません。支えられる側のための計画ではなく、支える側のためのもの、県民のためのものですので、福祉ニーズの中でスタンダードにしていかなければならない課題とそこだけでは応えられない、地域で支え合ったり、知ることから始めたりという課題に向けて取り組む必要があります。全ての課題に取り組むのに非常に時間がかかります。どこをプライオリティとするか議論して決めていけばいいのかと思います。

私は、障害者プランのひきこもり支援の委員をしております。障害者でひきこもりなのかという声もあります。生きづらさが障害であるという捉え方をしていることです。子どもの貧困は、子どもの自己責任かというところではないと皆分かることです。生活保護法で全部救えるかというところ、子どものプライド、寂しさ、高齢者の誰かと話をしたいという寂しさ等、全ては救えません。そういう意味で言うと、皆で支え合わないといけないということが出てくるのかと思います。

地域福祉支援計画は、滋賀県が進めようとしている共生社会づくりというところをきちんと続けていくと、県民一人ひとりのものだということで、策定することを目的化するのではなく、策定後に市町で私達の町でこのようなことを大事にしていることを広報や啓発でどれくらい発信していけるかが大事なかなと思います。

今、私は大学で学生に自身のまちの障害者プランを見たことがあるか聞きました。しかし、誰も手を挙げませんでした。だから、当事者と関係者だけが見るような計画では、地域づくりはできません。それをできるようにするためには、策定後の戦略も作っていくべきかなと思っています。県民のための福祉支援計画、県民モデルとなる福祉支援計画というコンセプトでいけたらいいかなと思います。

〔分科会長〕

県の総合計画のような、理念的なことから色々のご意見を出していただきました。社会福祉分野での総合計画となりますので、組み立て方が難しいかなと思います。お聞きして一つは、価値、理念にかかるところです。人権とは何か、自立とは何か、障害者の法律に書いていることと介護保険法に書かれていることが違い、法的にも違います。しかし、県民である私達はこういう風に考えよう。これが私達の考える自立である。精神的に豊か、いろいろなことがあります。こんなことができたらいねとコラムも用いながら、わかりやすい計画にしなければならないと思いました。

次期計画は小学校5年生に分かる計画を目指す方がいいのかなと思います。一番思いましたのは、私は、命は一体何なのか、生きるって何かです。地域福祉はすなわちそういうことです。それから住民主体といってきましたが、生活者主体です。生活者としての住民主体です。ですので、生活を成り立たせるためには、住居からその人の権利が人として尊ばれる、命が尊ばれ、権利があつてとなりますが、具体的には衣食住、関係性です。

アメリカ人作家パール・バックのお嬢さんが知的障害をもっています。彼は長い間、中国に住んでいました。中国で子どもを育てた時、大きな声を出して走り回ってもみん

なが受け入れてくれました。しかし、アメリカに帰った途端、皆が縛り付けるような形になりました。いわゆる障害者というラベリングをしました。要するに、関係性である国では障害者、別の国に行けば障害者ではないのです。時代の中でつくられているということを訴えたかったのです。そういう意味で、どこに対象者を入れたら安心するのか行政はという話になります。しかし、それがなかったら施策ができませんので、救われないのが事実です。地域福祉は上手に施策やサービスを固め、その当事者にとって一番いいものを選択していただくことです。自治体によっては、担い手という言葉を使わないところもあります。参加です。参加、参画です。社会的参加の一つがボランティア、福祉学習です。それで切り取れるといいのですが、県レベルではしんどいですから、今まで使ってきた言葉を踏襲しながら盛り込めたらいいと思います。そうすると障害者も参加し、高齢者も参加する、外国にルーツのある人々も参加することになります。

滋賀県にも、私達が把握していないところで外国にルーツのある人々を支援する活動をしている団体がありますが、全国的に外国人支援を国際交流という視点でみており、生活困窮を考えていません。そのため、地域福祉を取り組み直さないといけないなと思っています。

生活に困窮している外国にルーツのある人々が、新型コロナウイルス感染症で初めて社会福祉協議会を知ったと聞きました。今だからこそあぶりだされた課題です。

意識も含めていい計画を策定していきたいなと思っていますので、どうぞご協力いただきますようお願いいたします。

さて、各委員のお話を聞いていかがですか。

〔委員〕

福祉教育、福祉理解について意見が出ていました。社会福祉協議会の仕事をしていて思うのは、学校での福祉教育は大事ですが、大人への福祉教育の必要性です。地域に向けての福祉教育、場合によっては、企業等も対象になってくるかと思います。人権であれば、人権教育や人権啓発を地域向けにされていますが、福祉については十分ではないと思います。福祉を「暮らし」としてみたときに、学校ではなく、住んでいる自治会、働いている会社、その視点が大事なのかと思います。

〔分科会長〕

福祉教育と言われていることを地域や職場で行おうということですね。何かいい事例はありますか。

今SDGsという形で、その中で取り組んでいるところもあります。

全国的にみるとリーディングプログラムを全国社会福祉協議会で実施したことはあります。保険の話、福祉、ボランティアはこんなことがありますという話、退職後の生活について、いくつかの大手企業が取り入れてくださり全国各地に行ったことがあります。

〔委員〕

企業の中でもお客さんの対応に関わっておられるところは、認知症、障害の理解研修をされています。お客さんとして来られた時、どう対応するのかを理解するため体験型の学習等をされています。

〔分科会長〕

以前は、警察対象とした研修がよく実施されていました。最近は、警察での研修、職場、一般の人達を対象とした研修、福祉学習の実施はありません。校長会も実施するところが減っていると思います。

〔委員〕

私は、子どもの虐待や福祉、貧困分野は流行っていますので、会で言えばそこそこあるなと思います。ただ、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で激減しました。これから数年間、今の形では、大人、地域の福祉学習が減ることは見えているなと思います。

先程おっしゃったとおり、大人に伝えるというのは非常に大切だと思います。しかし、時間に余裕がある人でないと大人の中でも参加できません。PTAで話をするといつも言われますのが、「いい話でしたが、聞いてほしい人が来ない」ということです。来ない人は時間があっても来ないと思いますが、戦略は必要なかと思います。

集まるためには、時間があって、知ってもらったらいいなと思う層と余裕がない層にツールを作っていくかといけないと考えます。ネットを上手く駆使するのもいいと思

います。お堅い動画は興味を持ってもらえませんが、芸能人を活用するのも一案だと思います。先日、ラジオで関西ジャニーズの子達と一緒にやった番組で700件近く子ども達からこんなことで苦しんだといった内容のメールが届きました。やはり関西ジャニーズの子達が番組に出ていたから多くのメールが届いたのだと思います。そこを戦略的にやっていくといいのかなと思います。

〔委員〕

住民が動こうとした時、なかなか動ける人は少ないです。地域の中で高齢者の数が増えてきたから動かないといけないですと言われても、動かないといけないのかという人が多いです。そういった方がおられますし、地域に取り込もうとされる方もおられますがそれだけでは上手くいきません。何か動機付けが必要になってくるかと思います。楽しいことや芸能人がそこに参加しているからそれだったら面白そうだなとか何かがないといけないかなと思います。私は、助け合いボランティア活動も実施していますが、無償で動きますという人はおられますが、そういった人達だけで地域の困りごとを何とかできるかというところできません。ですから、1時間800円であればやってみようかという人が、きっかけはそれでやり出して、実際に活動で困っておられるところに手伝いに行っている時に段々心配になっていって時間でない時ものぞきに行くということになることもあります。最初の動機付けをどのように作っていくかが大事かなと思います。

〔委員〕

今回、地域福祉の魅力と地域福祉はボランティアで元気にしていこうという話をしてきましたが、最近懸念している事象は、福祉施設反対運動が地域で起こっていることです。我々ももっと力を出さないといけないと思っています。ここ10年ぐらいは、グループホームを建設するとき、説明会を開かずに建設しても地域から受け入れられた時代でした。最近は、説明会をすると説明会で反対意見が出たりします。

そのような事例を見ると、福祉施設関係者は心を痛めながらやっています。地域を元気にできる力をもったひとがたくさん出てくるといいんだろうなと思います。

〔委員〕

地域福祉計画を策定する時、ワークショップをし、地域の意見を聴きました。小学校区が2つありますので、午前、午後の開催を予定していました。しかし、全然人が集ま

らず、結局、1回のみで開催となりました。20代から80代の方まで来ていただき、お話いただきました。参加していただくと非常に楽しそうにされていました。

地域のことを考えるということで、前向きな意見がたくさんありました。私のまちは、お年寄りが元気である、福祉が充実している、すごく住みやすいとおっしゃってました。その中で、地域福祉という言葉が難しいと思います。また、総合計画を同時期に策定しておりましたので、中学生に意見を聴き、反映しています。ご覧いただければわかりませんが、地域の方は割と前向きな意見が多いです。そういう方が来ていただけるとは思います。支援したいところには言葉が届かない状況になっています。自治会の力はすごく大事かなと思っています。自治会が元気になるとまちが活性化すると思いますので、そのあたりで何か、入り口のところをしっかりとできる政策があればいいかなと思います。

〔委員〕

コロナ禍の中で見えてきたこと、改めて浮かび上がってきたことは、福祉の世界からだけではなく、役割分担がどんどん強調され、いろいろなところで出てきていると思います。地域福祉計画においても、福祉の分野でしっかりと発信するべきだと思います。発信の仕方、発信先等については、現計画策定時よりは工夫する必要性を感じます。行政、社協、福祉関係者だけでなく、発信していくことが大切だと皆さんの話を聞いて思いました。

〔分科会長〕

皆さん色々とお考えになられているかと思いますので、今回の計画はそこも踏まえてすすめていきたいと思っています。最終的には、審議会において整理はさせていただきますので、どんどんご意見を出してください。

〔司会〕

本日は、委員の皆様から貴重な御意見をたまわり誠にありがとうございました。

皆様からいただいたご意見の趣旨を踏まえまして、計画改定進めて参りたいというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして本日の総合企画専門分科会を終了いたします。本日はありがとうございました。

